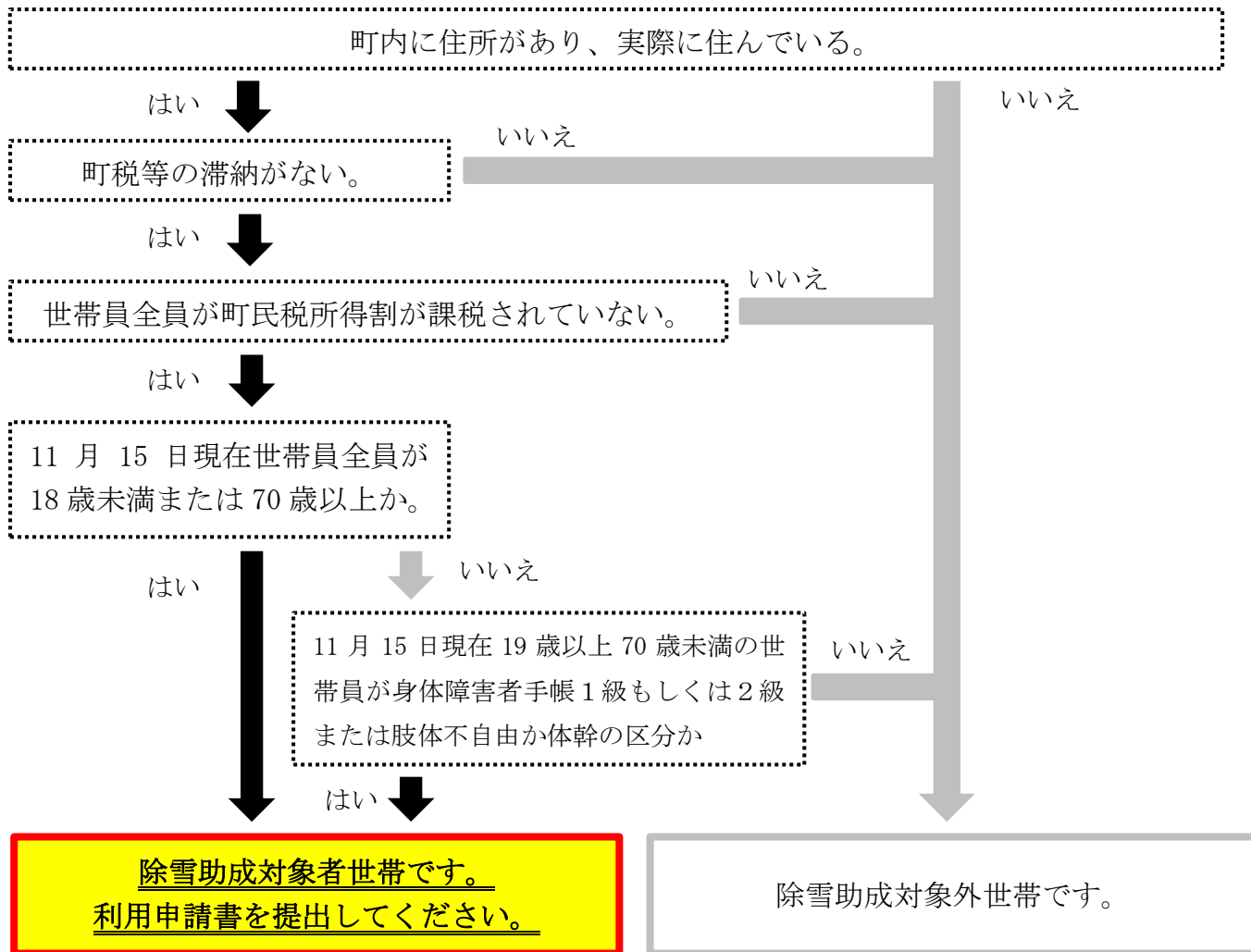


高齢者世帯等の除雪費を助成します！

町では、除雪作業を行うことが困難な高齢者世帯等に対し、経済的負担の軽減と在宅生活を支援する目的に、除雪委託業者などに支払った費用の一部を助成しています。

1 対象世帯

次のフロー図にて、対象となる世帯であるか確認してください。



注1) 世帯は別でも70歳未満の方がいる2世帯住宅は対象外です。

注2) 世帯構成員が、住基上と実態が異なる場合は、お申し出ください。

- 対象作業** 家屋等の建物の屋根や窓の除雪や家屋等が所在する敷地の玄関先から道路までの生活通路の除雪等
- 助成額** 業者に支払った額の1/2（円未満は切捨て）の額を助成します。ただし、助成の額は5万円を上限としています。
- 対象期間** 11月15日から翌年3月31日まで
- 申請手続**



時期	手続き	持ち物
10月中旬頃	保健福祉課に利用申請書を提出する。	印鑑
申請後1週間程度	保健福祉課から、利用決定の通知が届く。	
3月頃	保健福祉課に助成金請求書を提出する。	印鑑、契約書、領収書
4月上旬	保健福祉課から、助成金が振り込まれる。	